

平成22年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成22年7月13日)

1 日 時

平成22年7月13日(火)

午後 1時30分 開会

午後 4時30分 閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎2階 第二特別委員会室

3 議 事

(1) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について

(2) 廃棄物処理計画の改定について

(3) 循環型社会形成推進計画の改定について

(4) その他

4 出席委員

稲森悠平 大越則恵 後藤忍 中井勝己 長澤利枝 長林久夫
引地宏 福島哲仁 星サイ子 堀金洋子 武藤智子 和合アヤ子
和田佳代子 渡邊和子 (以上、14名)

5 欠席委員

加藤大蔵 佐藤俊彦 津金要雄 山口信也 浜津三千雄 皆川猛
渡部チイ子 (以上、7名)

6 事務局出席職員

佐藤 生活環境部長

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

山田 生活環境部企画主幹

渡辺 生活環境総務課主幹 他

(環境共生総室)

牧野 生活環境部次長 (環境共生担当)

宍戸 環境共生課長

佐藤 自然保護課長 他

(環境保全総室)

高松 生活環境部次長 (環境保全担当)

上野 一般廃棄物課長
齋藤 産業廃棄物課長
高橋 不法投棄対策室長
猪狩 水・大気環境課長 他

7 議事内容

- (1) 開会（司会） 高橋生活環境総務課主任主査
- (2) 部長あいさつ 佐藤生活環境部長
- (3) 中井議長（審議会会長）から、議事録署名人を稲森委員と引地委員にすることとされた。
- (4) 議事(1) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について
◆資料1により事務局（猪狩水・大気環境課長）から説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（和田委員）

現行の計画では平成14年度から22年度までの9年間で、新計画は4年間である。水環境が大きく変化してきていることから、従来通り9年として4年で見直すことはできないのか。

（中井議長）

計画期間が4年である理由について、理由を示していただきたい。

（猪狩水・大気環境課長）

新計画の期間が4年については、県の長期総合計画、県環境基本計画、現在改定中の県水環境保全基本計画と整合性を図った。

また、ある程度長期的なスパンに立ち、その中で平成26年度までの達成目標を定めたい。

（長澤委員）

2点ほど伺いたい。

5頁の水辺環境目標と流域の水循環の形成目標に関しても、水環境目標同様に目標値を示していただければわかりやすいものになると思われる。

7ページの表中のエコファーマー数、これは目標値が平成22年度で80人ということか確認したい。

さらに同表の窒素除去型浄化槽について、平成15年度に一気に増加しているが増加理由等を確認したい。

（猪狩水・大気環境課長）

水辺環境目標と水循環の形成目標について、今後見直しの中で数値化可能

であるものはできる限り数値化していきたいと考えている。

エコファーマー数については、猪苗代湖の水環境保全の意識高揚等により、当初考えていた80人という数値を大きく上回った。

窒素除去型浄化槽については、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例は平成14年3月に公布されたが、窒素除去型浄化槽の設置義務化は平成15年4月からであり、そのために平成15年度に大きく増加した。

(星委員)

資料1の6頁の目標達成のための施策に釣りのまき餌対策があるが、具体的に県事業として13頁にある取組状況には全く事業として記載されていない。具体的な取組みを記載することは必要と思われる。

(猪狩水・大気環境課長)

オランダ釣りなどのまき餌対策については、漁業組合を通じてできるだけそういった餌をまき散らさないなどの指導を実施している。

なお、条例制定時にまき餌については全面禁止するという意見もあったが、オランダ釣りの時期は夏場など非常に限定的であるため、禁止にしなかった経緯がある。

(中井議長)

13頁の事業が空欄であることについて意見を伺いたい。

(猪狩水・大気環境課長、遠藤主幹)

まき餌対策については、特に水産課において予算化して事業を実施していないために記載されていなかった。なお、当課では関係市町村と合同で夏場にキャンプ場等への啓発を行っており、まき餌に関する啓発も併せて実施しているため、まき餌対策に係る事業を全く行っていないということではない。

(長澤委員)

他にも空欄となっているが、日常的業務として実施してはいるが、事業を予算化して実施はしないという理解でよいか。

また、上流域と下流域との協力連携については、特に重要な事業と認識しているが、どのような取組みが行われているのか伺いたい。

(猪狩水・大気環境課長)

先ほど説明したとおり、予算化されていないものに関しては記載していない。

また、上流域と下流域の協力連携に関しては、「猪苗代湖水環境保全関係団体等連絡会議」等を通じ関係団体間の意見交換を行っている。

(長澤委員)

水環境フォーラムなど実施されているが、県や市町村が実施主体でない事

業についても記載可能な範囲で盛り込んでいただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

新計画に盛り込むことについて検討したい。

(稲森委員)

7頁の進捗状況の表中の水質調査のパーセントで記載されている数値は何を意味しているのか伺いたい。

(猪狩水・大気環境課長)

目標の達成のパーセントの意味は、水質保全目標の目標値に関して、猪苗代湖であれば、湖心、北岸部及び南岸部の3地点において目標値を達成していれば、100%達成(3地点/3地点)、2地点が目標値を達成しているのであれば、66.7%(2地点/3地点)、1地点のみの達成であれば、33.3%(1地点/3地点)としている。

裏磐梯湖沼においても同様な考えで表記している。

(稲森委員)

欄外に計算方法を記載したり、急激に数値が変化した理由を記載するなど記入方法を工夫いただければ、より一般県民が理解しやすくなると思われる

(猪狩水・大気環境課長)

よりわかりやすい記載に努めたい。

(大越委員)

13頁のプレジャーモーターボート等からの汚濁負荷低減について、取組状況を確認すると平成20年度には記載があるが、平成21年度は何も記載がない。平成21年度は具体的取組みはなされなかったということか。

(猪狩水・大気環境課長)

平成20年度は湖面利活用等の会議を開催したが、平成21年度は会議開催の確認ができなかったため記載していない。

(稲森委員)

6頁の目標達成のための施策中の「B 人為汚濁の低減」に窒素除去型浄化槽の設置とあるが、昨年度策定した環境基本計画には窒素・りん除去型浄化槽の設置について盛り込まれたことから整合性を図っていただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

意見のとおり計画を見直しする。

(長林委員)

プレジャーボートに係る汚濁負荷の影響等を判断する場合、近年のプレジャーボート数などがわかる資料が必要と思われる。

また、9ページ中の裏磐梯湖沼のCODの推移を見ると、猪苗代湖だけではなく裏磐梯湖沼においても近年CODが上昇傾向にある。要因は人為的な

汚濁要因だけではなく、自然系の要因も少なからずあると考えられることから、このことを念頭に置いて対策を講じないと必要以上に厳しい対策を裏磐梯の住民に強いることになってしまうおそれがある。そのため、慎重に対応していただきたい。

(堀金委員)

新計画は平成23年度から平成26年の4年間であり、短期間であるので、より目標を意識して各種施策に取り組む必要がある。

また、研究者の確保・育成に係る事業の記載がないので、県内の大学等と連携し取り組みいただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

意見をいただいた内容については、今後、骨子等に盛り込み、さらに審議会の意見をいただきながら計画に反映させたい。

(引地委員)

pHの上昇とその大腸菌群の発生との関係について教えていただきたい。

(猪狩水・大気環境課長)

大腸菌群数の上昇は自然系の汚濁による影響が大きいと思われる。また、夏場の気温の高い時期などpHが高くなると残存する傾向が見られる。

(高松生活環境部次長)

委員の皆さまからいただいた意見を踏まえ、次回以降の環境審議会に提示したい。

(中井議長)

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定については第2部会に付託して、今後審議していただくことにしたい。

(各委員)

異議無し。

(5) 議事(2) 廃棄物処理計画の改定について

◆資料2により事務局(上野一般廃棄物課長、齋藤産業廃棄物課長、高橋不法投棄対策室長)より説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(中井議長)

福島県廃棄物処理計画の改定についての説明に対して、質問・意見等あれば御発言いただきたい。

(福島委員)

資料5頁の図の特別管理一般廃棄物のうち感染性のものについて、小さな

医療機関や在宅医療で家庭から出るものがきちんと処理されているのか、実態がよくわからないので教えていただきたい。

(上野一般廃棄物課長)

医療機関から出るものについては事業活動を伴うため産業廃棄物、家庭から出るものについては一般廃棄物とされているが、このうちの一般廃棄物の取扱いについては現在のところ問題があり、市町村によっては地域の医師会と共同して、ディスプレイの注射針などについては医療機関へ持ち込んで廃棄するという形にしているところもあるが、血の付いた脱脂綿等は一般廃棄物として処理している状況である。

(福島委員)

家庭の中で感染性かどうかを判断するのは難しい部分があるが、特別管理一般廃棄物としてきちんと分別して家庭から排出されている実態があるのか。

(上野一般廃棄物課長)

実態は必ずしも明らかになっていない。昨年度、県内各市町村に対し、感染性廃棄物の取扱いについてのアンケート調査を行ったが、市町村によって取扱いが異なっており、中には分別さえしていないところもある。どこまでが「感染性」なのかというのは非常にデリケートな問題であり、プライバシーも関わるため、なかなか明確に基準を決めることが難しいというのが市町村の全般的な考えである。しかし、県としてはこれら医療系廃棄物の適正な処理が必要と考えているので、医師会、薬剤師会等との検討を踏まえてきちんと整理をしていきたいと考えている。

(長澤委員)

全体として、現行計画の施策が概ねうまく生かされ、良い方向に来ていると捉えた。資料2頁の次期計画については、更なる努力を重ねてレベルアップしていただきたいと思うが、国が改正を予定している基本方針に則ってということがあるので、国と地方自治体がどのような問題を抱え、それをどのように調整しながら廃棄物の更なる減量化を目指すかということ十分に認識して計画を考えていただきたい。

また、資料中の「計画改定の基本的な考え方」の文言が非常に標準的で、循環型社会形成推進計画と同じ網の中に入ってしまうように思われたので、この部分はいくまでも「廃棄物処理計画」の改定の理念としてもっと独自性を出していただきたいと思う。

(中井議長)

まだ新しい国の基本方針が出ていないとのことだが、事務局で何か情報があれば紹介していただきたい。

(上野一般廃棄物課長)

国の基本方針は現在作成中で、未定稿のものは入手しているが、今後まだいくらかでも変わる可能性があるものなので、この場での公表は避けさせていただくが、方針が示される前には、都道府県に対して内容についての照会があり、その段階で国の基本的な考え方が明らかになると思われるので、それ以降の直近の審議会でも報告したいと考えている。

(佐藤委員)

1つ目は、産業廃棄物の処理状況の中で、大変ありがたいデータを示していただいた。資料の図6だけ見ると、廃棄物の減量化が進んでいないように感じられるが、10頁を見ると、電気業、つまり火力発電所があるためということがわかる。景気の悪化により、これまで再利用されていたものがされなくなってしまい、廃棄物となる量が増えたということが如実に表れている大変良い例だと思う。

2つ目は、処理計画策定中というちょうどよい機会なので、皆さんに一度処分場を視察していただきたい。福島市飯坂町にクリーンテックという処分場があるので、そこを御覧いただき、廃棄物の処理にはこのくらいお金がかかるのか、こういう部分が大変だとかということがわかっただけであれば、我々処理業界としても助かる。

(中井議長)

視察の件については、担当する部会長とも相談のうえ、機会が設定できるようなのであれば考えたいと思う。

発電所の問題については、県だけでなく国の電力政策やCO₂の排出の問題もからむことではあるが、電源立地県という特殊な条件が福島県の産業廃棄物の排出量に密接に関係してくると思うので、処理計画を検討するにあたっては、電源立地県の特殊性みたいなものをうまく反映できればいいのではないかと思う。議長としてではなく一委員としての意見として、今後検討いただければと思う。

(齋藤産業廃棄物課長)

火発の廃棄物は、民間の処分場ではなく自社の処分場で処分されており、その残余容量も15～20年分程度あるため、産廃処理という観点だけから見た場合には、民間の処分場になんらかの影響を与えるという状況ではないが、再生利用等については県内全体の共通の問題であると思われるので、御意見を踏まえて次回以降検討させていただきたいと思う。

(稲森委員)

先ほど焼却や脱水で減量化されているという説明があったが、産業廃棄物の排出量のうち、非常に多くの部分を占めている汚泥について、減量前の重量はどのような状態で計ったものか。汚泥の減量化は、ほとんどが脱水とい

うことでよいか。

また、一般廃棄物の減量化は、どのような形での減量化なのか。

(上野一般廃棄物課長)

一般廃棄物における減量化は、ほとんどが焼却によるものである。

(齋藤産業廃棄物課長)

汚泥の減量化量については、脱水前の汚泥量と、残った固形物量のデータから把握している。

(稲森委員)

水の抜けた分が減量化された量と考えてよいか。

(齋藤産業廃棄物課長)

そういうことである。

(長澤委員)

図2で一般廃棄物の自家処理量がゼロとなっているが、堆肥化された家庭の生ごみは資源化量の中に入っているのか。

また、図9の産業廃棄物の再生利用で、堆肥化された畜産廃棄物は「その他」のところに入っているのか。

(上野一般廃棄物課長)

図2の中の資源化量にはペットボトルやビンカン等の集団回収量などは入っているが、家庭生ごみのコンポストによる堆肥化は入っておらず、数字的にはこの図の中には表れていない。

(中井議長)

数値は把握しているか。市町村レベルなので難しいかとは思いますが。

(上野一般廃棄物課長)

詳細な数値については、県段階では把握していない。各市町村で、コンポストに対しての補助金を出しており、その金額については把握しているが、それによって堆肥化されている量の把握まではしていない。

(齋藤産業廃棄物課長)

堆肥化された畜産廃棄物については、図9の「その他」の中に含まれている。

(長澤委員)

家庭ごみのうち半分は生ごみであり、それを減らすことが一人当たりのごみ排出量を減らすことにつながると思うので、資源化量の中に数値化できるかどうかも含めて、計画見直しの際に是非とも詰めていただきたい。

また、畜産廃棄物の堆肥化はだいぶ進んでいると思われるが、どのくらいの量が堆肥化されているかについても次期計画の見直しの中で数値を示していただきたい。

(中井議長)

2点要望ということで、次期計画の見直しの中で検討していただきたい。

(稲森委員)

先ほどの電気業のばいじんについての説明で、ほとんどが自社処分場での処分であり、あと15年ぐらい保つとのことだったが、統計解析する場合、それらも全部含まれているのか。分けて考える必要があるのではないか。

(齋藤産業廃棄物課長)

具体的なデータは次回お示しする予定だが、処分場の容量があと何年保つかという残余年数の算定からは、自社処分場は外している。あくまでも、業としていろいろな会社の廃棄物を受け入れている処分場の容量としてどうかについて考察している。

(稲森委員)

なぜそれを質問したのかというと、先ほど減量化とか最終処分量の目標を達成していないという説明があったが、火力発電所の分も入っていたので、それを抜くとまた違ってくるのではないかと考えたからである。

(中井議長)

部会で検討する際に、意見を参考にしていきたい。

他に意見がなければ、この案件については第2部会に付託したいと考えているが、よろしいか。

(各委員)

異議無し。

(中井議長)

それでは、第2部会での検討をよろしく願います。

(6) 議事(3) 循環型社会形成推進計画の改定について

◆資料3により事務局(宍戸環境共生課長)より説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(中井会長)

ただいまの説明について、質問、意見はないか。

(渡邊委員)

資料3の2頁に産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルをより一層進めるとあるが、全体会、第2部会での産業廃棄物税の今後のあり方について、併せ産廃が今までどおりの課税の仕方であれば、産業廃棄物の抑制にならず、これから増えるのではないかという疑問と不安がある。以前の全体会であつ

た一定量を超えた場合の産業廃棄物税は、少ないよりも多く出したほうが安くなるという課税の仕方は廃棄物の減少にならないのではないか。

3頁のレジ袋の無料配布中止と、平成18年度に産業廃棄物税や森林環境税を活用した施策について、昨年、スーパーでレジ袋有料化が県内で導入となった。一年間の取組結果について、あるスーパーでは還元額を森林環境などの環境活動の取組みに回したということを掲示していたが、これを県民から徴収している森林環境税の減税に繋げると県民としては理解できるのではないか。各スーパーがどれくらい還元できたのかという数字を県から呼びかけにより公表させるべきではないか。その数字を見て、私たち一人一人の取組みにより環境が良くなったということが、これからの環境に対する考え方や税に対する考え方の自覚に繋がると思う。

(中井会長)

いくつか質問を確認する。

1点目が、2頁の下から四行目の産業廃棄物の発生抑制、減量化について。現在第2部会で検討されている産廃税の見直しとの関係で、1つは、併せ産廃の扱いが今回の見直しでどうなるのか、もう1つは一定量の多い事業者については税が軽減されるという考え方について、現在どういう方向であり、それが減量化との関係でどのような意味があるのかという質問。

2点目が、レジ袋のマイバック運動の推進に伴い、レジ袋代が事業者で経費として節減されているはずだが、その額はいくらで、公表はされているのかということと、その還元額はどのような形で有効活用されているのかという質問。

(佐藤生活環境部参事)

産業廃棄物税の見直しについては、昨年、この環境審議会に諮問し、現在、第2部会、引地部会長のもとで検討を進めている。

最終的に今月29日の全体会において、最終答申案の検討をいただく。その中で、渡邊委員の質問である併せ産廃と一万トンについては、基本的には、環境審議会での指摘のとおり、課税の公平性という観点から、基本的には課税対象とすべきである、という環境審議会としての答申案を示したいと考えている。

中間取りまとめについて3月に決定していただき、その後、廃棄物条例の課税を所管する総務部の福島県地方税制等検討会において審議した中では、導入には4つの大きな課題があるとされた。

まず排出事業者の理解を得る必要があるということ、それから現在の厳しい経済環境の中で新たな資産を取ることの是非、あるいは徴税コストとの兼ね合い、あるいは課税手法に対する調査点検の必要性といったものが課題と

して出されている。こういった課題を解決することがまず重要であり、その上で、課税対象に加えるべきである。それを踏まえて、併せ産廃については、今回の見直しのなかでは課税対象とはしないが、今後見直しの中で、課税をすべきかどうか、その課題をクリアした上で課税をすべきだ、という形で、今後検討を進めたいと考えている。

2つ目の課税の特例一万トン、自社処分特例については、部会の検討の中でも御指導いただき、自社処分の場合には、自分で多額の投資、処分により自己処理に努めている、という努力があり、課税の特例という形で一万トンを超える場合の、超える部分の特例を認めている。福島県税制等検討会の議論の中では、この課税は制度導入後4年であり、まずは税の定着が第一で、課税も今後5年間は現状のまま継続していくとなっている。

それを踏まえ、現行の課税の是非については継続という形で答申案の素案を出したい、と考えている。最終的には次の全体会の中で説明する。

(中井会長)

ありがとうございました。もう1点について。

(宍戸環境共生課長)

レジ袋無料配布中止によるレジ袋経費の節減という質問については、県と14事業者の協定では、具体的な情報は持ち合わせてはいない。

ただし、レジ袋をもらわないと、スタンプを押して、あとで金券として配るといふ店舗もあるため、事業者にとって経費が節減できたかどうかは、事業者によって異なるを考える。

例えば、あるスーパーでは県のふるさと納税への寄付や、市の環境保全基金へ寄付を行い、他には、会社の社会貢献として、植樹でCO₂を削減するという活動に使ってみたいので、福島県内にそういう場所はないか、という照会が県に寄せられた。レジ袋の経費として節減された金額は具体的には分からないが、企業としては何かしらの社会貢献をするというような動きがあるのではないかと考える。

(渡邊委員)

社会貢献されているのであれば、県で徴収している森林環境税を今後見直して減税につなげていただきたい。

(牧野生活環境部次長)

レジ袋無料配布中止はCO₂削減が目的であり、経費が節減されたというのは二次的なものである。レジ袋配付がCO₂排出につながるのだから、それをやめようということから運動が起きた。軽減された経費を税金にという思想で取り組んだものではなく、協定は各事業者とCO₂の削減を目的にレジ袋無料配布中止を進めているので御理解いただきたい。

(渡邊委員)

どれくらいのレジ袋が削減できて、どれくらいの金額かを把握していないということだが、それを把握していただきたい。自分たちの取組みが金額に示されれば、環境がよくなったという自覚にもつながる。把握していただきたい。

(宍戸環境共生課長)

この運動はCO₂削減という観点と事業者のボランティア・善意の運動である。レジ袋削減が経費節減であれば、それは各事業者が、例えば社会貢献や別な事に使っても結構である、という協定内容である。そういう関係から、県としては、各事業者の経費節減について把握は出来ない状況である。

(稲森委員)

お金換算ではなく、CO₂を削減、その努力をした、そういう意味でよろしいか。

(渡邊委員)

それでよい。

(宍戸環境共生課長)

そうであれば、例えば、昨年6月からレジ袋無料配布中止を開始し、レジ袋辞退率が今年3月で約84.2パーセントである。この率で年間のレジ袋削減を推計すると、県内で約1億3,800万枚の削減となり、これをCO₂排出量に換算すると、約1,290世帯が一年間に出すCO₂の量となり、CO₂の削減に非常に貢献したと考える。

(中井会長)

渡邊委員よろしいか。

(渡邊委員)

はい。

(中井会長)

他にないか。

(長澤委員)

これから出来る推進計画の改定についてお願いしたい点がある。

現行の循環型社会形成推進計画について、私も第1部会で関わり、この推進計画策定にあたっては、第1部会の当時の委員の皆様方が議論に議論を重ねて、この推進計画ができたという経過を思い出した。

すごい議論で、例えば、1頁の「目指すべき社会のビジョン」の3つ目、心の豊かさ、それから、この福島県の循環型社会はこういう特性、特色を出すという、このあたりはまさに皆様方の叡智を結集して出た言葉である。

これからの計画の改定にあたって、この現行の形成推進計画の理念、環境

の理念、それと福島県独自の理念を尊重して生かし、これは骨子として生かし、そして、この5年間に渡る非常に激しい自然環境の変化、それから我々の人間社会の著しい悪化、それらを十分に状況把握して、それで現状と課題に盛り込んでいただきたい。自然環境、それから2頁の資源循環、それから3番目の生活様式・行動様式、これらについて現行計画をベースに更に進化をさせる、というのがお願いしたい1点。

それから、これから先の30年後の福島のイメージ、ともかく未来、子どもたちが、この豊かな福島県というのを享受出来るという、そういう皆様の共通理念のもとに、この推進計画を改定いただきたい。

(中井会長)

当時、私も第1部会長として、この取りまとめに加わった経緯があり、特にその自然循環、福島県の豊かな自然をぜひ計画の中にとというのは議論した記憶があり、長澤委員の趣旨としては、その当時の議論をできるだけ、新しい計画にも継承していただきたいという要望だと思う。よろしくお願ひしたい。

今の点に関して何か。

(宍戸環境共生課長)

長澤委員からの御指摘を踏まえ、今後第1部会で計画改定について審議いただきたい。

(中井会長)

続きまして、堀金委員。

(堀金委員)

6頁別紙にある進捗状況の未確定値は、計画が更新する頃には数値が入るのか。

(中井会長)

6頁別紙の未確定部分の扱いについて回答願う。

(宍戸環境共生課長)

数値目標の進捗状況は統計数値であり、タイムラグが生じている。数値が把握されれば当然数字が入るので、次の計画の時に把握できるものは全て記載する。

(堀金委員)

この計画の改定については、今日一番初めに議論していただきたかった。

例えば、廃棄物全てにおいてここが基になり、ここから派生してくる。そうした時に、本当にこの私たちの理念を持って、県民の、さきほど長澤委員からもあったが、賢い生活様式が定着した社会にこれから出来たと、これからまた平成26年度までにどのように定着させるのか、というような仕組み

だと、進捗状況の未達成を見るとほとんど県民の生活そのものである。我々も生活の中ではまだ出来てないってことが出てきたわけだから、もっと具体的に、今度は平成26年には、これについては改善ということが見える内容を詰めて検討していただきたい。要望である。

(中井会長)

先ほどの2つの議題との関連で、この推進計画は個別計画であるが、循環型社会がどちらかというとその上位、包括的な計画なので、その兼ね合いを考えながら、個別計画とのところでも議論を進めていただきたいということか。

(堀金委員)

そのとおりである。

(中井会長)

要望としてお受けする。他に質問はないか。

(稲森委員)

9頁に、県の循環型社会形成に関する条例の第3章「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水循環の保全」、そして、資料の1の猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群水環境保全推進計画の改定について、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」がある。こちらは循環の条例、前は環境の条例、中身は何か違うのか。

(中井会長)

循環型社会形成に関する条例の中での猪苗代湖の扱いと、個別に特出しして水環境条例を作っている関係性をどう理解すればいいのかということか。

(稲森委員)

そうだ。環境の保全と水循環というのがどういう位置づけなのか。中身は同じか。

(宍戸環境共生課長)

御指摘の点は、循環型社会形成推進計画の条例を作った際に、当然あった条例、元々のベースの条例と整合性をとっており、これは一致しているという考えである。

(長林委員)

6頁別紙、個別の問題については、これを達成したことによって、本当に循環型社会形成がどの程度進展したのか、という評価が出せるのかという疑問がある。どれくらい循環型ができている、ひいては低炭素社会が何パーセントくらい改善できているのか、そういう見せ方をしない限り、ここの大きな目標の設定の仕方が出てこない。

したがって、個別の計画の達成率をそういう見方で切り分けして出してい

かないと、循環型社会形成をするために家庭から出るごみの問題、それから事業所から出てくる生ごみ、色々な農業のごみの問題、それを上手く資源化、減量化して、どれくらいの割合に収めるか、そして県内の業者がたくさんあり、中間処理業者もあり、いろいろな方が連携して、そういうものを横断的に持って行こうとしたとき、そういうものを促進するような枠組みがありません。

逆に規制する法律はたくさんあっても、それを促進するような枠組みがない。

そこが、今一番大きな問題で、そういうものを生み育てて、全体の上で、循環型社会の上で、福島県で達成できる、という見せ方をしないと、ショッピングセンターの袋を軽減しても、どれくらい循環型社会に寄与しているかが見えない。そういう切り口を考える必要があるのではないか、というふうに考えており、そういう連携を促進するような施策のとり方、扱い方も検討していかななくてはならない。個別の効果目標だけでは、なかなか循環型社会というのは見えてこない現実がある。検討をお願いします。

(中井会長)

主旨としては、個別計画としてはこれで良いが、それを取りまとめたり、ミックスしたり、もう少し循環型の達成状況が分かるような指標をとることか。

(長林委員)

それもあがるが、循環型社会形成を推し進めるような枠組みの考え方を入れないとそこが出てこない。

(中井会長)

そういう視点で次期計画について検討をという要望か。

(長林委員)

そういうことである。

(牧野生活環境部次長)

参考資料の横の紙「部門別計画等の体系図」について、「いきいきふくしま創造プラン」があり、それに基づき、福島県環境基本計画というのが昨年度策定され、その一番目として福島県循環型社会形成推進計画が位置づけられている。

長林委員の指摘の件については、総合計画の5つのプログラムの中で推し進めるべきだと考える。循環型社会形成推進計画は、非常に作り方が難しく、例えば、各部局、農林の計画や土木の計画等、既にできたものを集めて計画にする形となる。具体の施策や理念というものは条例に基づいており、長澤委員が言われたような形で、さらに進めるというような実施の体制というも

のを、総合計画の5つのプログラムの中の「地域活性化を導くふくしまの低炭素社会づくりプログラム」のようなものの中で、位置づけていけるような仕組みを作らなくてはならないと考えており、第1部会の方でよく揉んでいただきたいと考えている。

(中井会長)

3つ目の案件については、時間が大分押しており、少しずつ委員が抜けていくので、定足数の心配もある。特に他になれば、この案件については第1部会の担当分野になるので、全体会としては第1部会に付託して、今後、審議、検討を進めるということによいか。

(各委員)

異議無し。

(中井会長)

異論が無いようなので、この案件については、第1部会の稲森部会長よろしく願います。

(7) 議事(4) その他

質疑等はなく、以上ですべての議事は終了した。

(8) 閉会 (司会) 高橋生活環境総務課主任主査